

障がい者の福祉施策の充実に関する意見書

2003年4月から導入された障がい者の支援費制度では、財政上の問題は抱えつつも社会福祉基礎構造改革によって転換された、措置から契約、施設から在宅へという動きが定着してきた。

しかし、2004年10月に厚生労働省が発表した「今後の障害保健福祉施策について」においても示されたとおり、介護保険制度の見直しについて、障がい者施策との統合が検討されていることなどから、障がい者の福祉施策が後退するのではないかという懸念が広がることとなった。

障がい者の福祉施策は、障がいを負って生活をしている方々だけを対象として立案・実施されるものではなく、誰もが障がいを負う可能性があるなかで、社会全体の安定、安心の暮らしの確立に寄与するものである。

よって、国会及び政府においては、障がい者の福祉施策を充実させるために、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 施策の改正や自立支援のための具体的施策を検討する際には、適切な情報開示を行うとともに、障がい者の意見を十分に反映すること。
- 2 サービスの利用に際しては、低所得者向けの免除・軽減制度を整備すること。また、サービスを統合化する場合には、利便性を拡充するとともに、障がいの特性に合わせた内容を確保すること。
- 3 福祉施策間の調整を図るにあたっては、関係者の意見を十分に反映し、制度の後退を生じさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)3月30日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員